

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		沖縄の離島における旅館業用建物等の課税の特例の延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(法人税:義)(国税6) (法人住民税、事業税:義)(地方税)
		② 上記以外の税目	(所得税:外、個人住民税:外)
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容		<p>《現行制度の概要》</p> <p>(1) 国税</p> <p>○特別償却(法人税、所得税)</p> <p>・沖縄の離島地域において、個人又は法人が旅館業の用に供する設備を新設又は増設した場合、当該新增設に係る建物及びその附属設備についての特別償却制度(建物・附属設備8/100)</p> <p>(2) 地方税</p> <p>○法人住民税、個人住民税、事業税</p> <p>・沖縄の離島地域において、上記特別償却の軽減となる特例措置と同様の効果を適用する(自動連動)。</p> <p>《要望の内容》</p> <p>適用期限を2年間延長し、平成33年3月31日までとする。</p> <p>《関係条項》</p> <p>・沖縄振興特別措置法第93条、94条</p> <p>・租税特別措置法第12条、第45条</p> <p>・租税特別措置法施行令第6条の3、第28条の9</p>
5	担当部局		内閣府政策統括官(沖縄政策担当)付参事官(企画担当)
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期:平成30年8月 分析対象期間:平成29年度～平成33年度
7	創設年度及び改正経緯		平成9年度 制度創設 平成14年度 適用期限5年延長 平成19年度 適用期限5年延長 平成24年度 適用期限5年延長 平成29年度 適用期限2年延長
8	適用又は延長期間		2年間(平成31年度～平成32年度)
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>沖縄県の離島の振興については、これまで沖縄振興計画等に基づき、各種基盤整備及び産業振興施策等を推進することにより、相応の成果を上げてきたが、離島の持つ地理的、自然条件等の不利性などから本島との間には依然として格差が存在するほか、若年層の島外流出や高齢化の進行等により地域活力の低下が懸念されるなど、多くの課題を抱えている。</p> <p>離島における若者等の定住を促進し、地域の活性化を図るためには、産業を振興し、就業機会の確保と所得の向上を図る必要があ</p>

る。離島地域は観光資源が豊富という利点を持ち合わせており、観光・リゾート産業は離島地域の自立的発展の先導的役割を担う産業として重要であることから、当該特例措置を講じることで離島地域における旅館業等の立地を促進する。

《政策目的の根拠》

厳しい状況にある沖縄県の離島地域において、各種産業活動の活性化を図るため、本特例措置を講ずることにより、事業者の投資を誘発させるインセンティブを与えることが必要である。

○沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)(抄)

・(目的)

第1条 この法律は、沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み、沖縄振興基本方針を策定し、及びこれに基づき策定された沖縄振興計画に基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、沖縄の自主性を尊重しつつその総合的かつ計画的な振興を図り、もって沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することを目的とする。

・(定義)

第3条

3 離島 沖縄にある島のうち、沖縄島以外の島で政令で定めるものをいう。

・(離島の旅館業に係る減価償却の特例)

第93条 離島の地域内において旅館業(下宿営業を除く。次条において同じ。)の用に供する設備を新設し、又は増設した者がある場合には、当該新設又は増設に伴い新たに取得し、又は建設した建物及びその附属設備については、租税特別措置法で定めるところにより、特別償却を行うことができる。

・(地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置)

第94条 第9条の規定は、地方税法第6条の規定により、地方公共団体が、離島の地域内において旅館業の用に供する設備を新設し、若しくは増設した者について、その事業に対する事業税、その事業に係る建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税若しくはその事業に係る建物若しくはその敷地である土地に対する固定資産税を課さなかった場合若しくは離島の地域内において畜産業、水産業若しくは薪炭製造業を行う個人について、その事業に対する事業税を課さなかった場合又はこれらの者について、これらの地方税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が総務省令で定める場合に該当するものと認められるときに準用する。

○沖縄振興基本方針(平成24年5月11日内閣総理大臣決定)

Ⅲ 沖縄の振興に関する基本的な事項

9 離島の振興に関する基本的な事項

離島地域については、各島が個性豊かな自然や文化等の貴重な財産を有するとともに、我が国の領海及び排他的経済水域(EEZ)等の保全、海上交通の安全の確保、海洋資源の開発及び利用、海洋環境の保全等に重要な役割を担っている地域であり、住民の方々が安心・安全に生活できることが重要である。

このため、交通コスト等の低減や、定住促進に不可欠な公営住宅

		<p>等の生活環境基盤の整備、教育・医療・福祉における住民サービスの向上等の定住条件の整備を図るとともに、農工商連携や離島間・本島間との連携・交流等を強化し、各島が有する地域資源を活用して観光・リゾート産業、農林水産業、食品加工業等の振興を図ること、人口流出の防止、地域経済の活性化による雇用の場の創出、交流人口の拡大を目指す。</p> <p>○沖縄21世紀ビジョン基本計画(平成24年5月) 第3章基本施策 3. 希望と活力にあふれる豊かな島を目指して (12)離島の特色を生かした産業振興と新たな展開 ア. 観光リゾート産業の振興 豊かな自然環境と共生する観光地の形成や、それぞれの島の独特な文化や趣きなど島々の個性や魅力を生かした着地型観光プログラム等の開発を促進します。 このため、外国人観光客の増大も視野に入れた観光客受入体制の整備や観光人材育成等について地域のニーズに合わせた支援を行うとともに、各離島の魅力やイメージを積極的に発信し、国内外からの認知度を高める取組を強化するなど、新たな離島観光の展開に向けた取組を推進します。 また、観光施設の新設や施設整備の拡充等に対し、税制上の優遇措置を講じるとともに、観光事業者等が行う外国人観光客の増大や観光の高付加価値化などに対応するための施設等の整備を促進します。 さらに、宮古・八重山地域における海外航路・航空路の充実及び外国人受入体制の充実・強化を図るとともに、近隣諸国等からの観光客増大に向けた誘客活動を推進します。</p> <p>○沖縄21世紀ビジョン実施計画改訂版(平成27年4月) 第2章「基本施策」に係る取組 将来像Ⅲ希望と活力にあふれる豊かな島 (12)離島の特色を生かした産業振興と新たな展開 離島の持つ活力の維持・向上に向けて、観光リゾート産業、農林水産業、食品加工業、伝統工芸等、地域に根ざした産業の総合的・一体的な振興を図り、地域経済の活性化、雇用の場の創出、交流人口の増大を目指す。</p> <p>○住みよく魅力ある島づくり計画 第3章 振興施策の展開 第2節 離島の特色を生かした産業振興と新たな展開 1. 観光リゾート産業の振興 (3)観光客の受入体制の整備</p>
②	政策体系における政策目的の位置付け	<p>【政策】11 沖縄政策の推進 【施策】① 沖縄政策に関する施策の推進</p>

		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>離島地域の自立的発展の先導的役割を担う観光リゾート産業等の振興、就労の場の創出等による離島地域の活性化を図るため、離島地域における旅館業用建物等の立地を促進する。</p> <p style="text-align: center;">収容人員数(人)</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>当初値(平成26年度)</td> <td style="text-align: right;">38,188</td> </tr> <tr> <td>目標値(平成33年度)</td> <td style="text-align: right; border-bottom: 1px solid black;">41,325</td> </tr> <tr> <td>差引</td> <td style="text-align: right;">3,137</td> </tr> </table> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>沖縄の離島の観光産業においては、時期により指標の数値に差が生じやすく通年での目標になじまないため、ピーク時の収容規模が重要である。</p>	当初値(平成26年度)	38,188	目標値(平成33年度)	41,325	差引	3,137																										
当初値(平成26年度)	38,188																																		
目標値(平成33年度)	41,325																																		
差引	3,137																																		
10	有効性等	① 適用数	<p>1 平成24年度以降の適用数</p> <p style="text-align: right;">(単位:件)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>優遇措置</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別償却</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">6</td> </tr> <tr> <td>事業税</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">2</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> </tbody> </table> <p>※国税について、平成24年度から平成28年度は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)。平成29年度については沖縄県調査(7月時点)。</p> <p>※算定できないものについては「-」と記載。</p> <p>2. 今後の適用見込み(国税)</p> <p>宿泊施設を建設予定の事業者アンケートを行ったところ、平成29年度においては宿泊施設3件で本制度の活用意向が示されている。また、離島市町村にアンケートを行ったところ、平成30年度以降に新增予定の宿泊施設が現時点で19件ある。</p> <p>沖縄県全体の好調な観光需要を背景に、離島の観光客数は伸び続けており、離島におけるインフラ整備も進むことから、今後も観光客数は順調に推移すると思われる。</p> <p>このため、好調な観光、引き続き周知を強化することで今後も積極的に活用することが見込まれるため、平成29年度の活用見込みをベースにすると、各年度3件程度の適用があるものと見込む。</p> <p>3. 適用実績が僅少な理由(国税)</p> <p>前回評価時に各年度5件と見込んだにもかかわらず、国税の実績が少ない状況にあるのは、事業初年度の黒字化が困難なことが原因と考えられる。事業者に対して制度活用や設備投資予定の有無を照会したアンケートにおいても、複数の事業者が国税の特別償却制度を活用しなかった理由として、事業初年度が黒字でないことを挙げている。</p> <p>また、制度そのものに加え、活用可能なケースについての周知が十分でなかった可能性があることから、平成29年度においては市町村とも連携し、周知用チラシ等を新たに作成した上で、具体的な活用ケースなどを示しつつ積極的な周知や内容の充実を図っており、上記2のと</p>	優遇措置	H24	H25	H26	H27	H28	H29	合計	特別償却	1	1	0	0	1	3	6	事業税	1	1	0	0	1	0	2	法人住民税	-	-	-	-	-	-	-
優遇措置	H24	H25	H26	H27	H28	H29	合計																												
特別償却	1	1	0	0	1	3	6																												
事業税	1	1	0	0	1	0	2																												
法人住民税	-	-	-	-	-	-	-																												

		<p>おり具体的な活用意向等が示されてきているところである。</p> <p>4. 適用実績増加に向けて実施してきた取組み 沖縄特区・地域税制ワンストップ相談窓口と連携し、平成 29 年 5 月には沖縄コンベンションビューロー賛助会員事業説明会へ出席し、デベロッパーを含む参加者約 300 人に対し周知を行った。また、宮古島市や石垣市等の観光協会、商工会及び立地予定企業を訪問して周知活動を実施した。</p> <p>さらに、活用事例やよくある質問、税目毎の問い合わせ先等を記載したパンフレット並びにチラシを作成し、離島市町村や観光協会等関係団体へ配布して各事業者への周知依頼を行った。</p> <p>その結果、平成 29 年度において複数の事業者の活用が見込まれているほか、平成 30 年度以降のホテル建設においても活用を検討している事業者があるところ。</p> <p>今後も沖縄特区・地域税制活用ワンストップ相談窓口や離島市町村と連携して継続的に周知活動を行っていく。</p>																																
	② 適用額	<p>1 平成 24 年度以降の適用額</p> <p style="text-align: right;">(単位:千円)</p> <table border="1" data-bbox="595 898 1410 1111"> <thead> <tr> <th>優遇措置</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別償却</td> <td>7,632</td> <td>71,112</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>79,999</td> <td>232,481</td> <td>391,224</td> </tr> <tr> <td>事業税</td> <td>944</td> <td>1,274</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>4,945</td> <td>0</td> <td>7,163</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>336</td> <td>3,137</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>2,447</td> <td>-</td> <td>5,920</td> </tr> </tbody> </table> <p>※国税について、平成 26 年度から平成 28 年度は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)。平成 29 年度については沖縄県調査。</p> <p>※法人住民税、事業税について、平成 26 年度から平成 28 年度は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省)平成 29 年度については沖縄県調査。</p> <p>※算定できないものについては「-」と記載。</p> <p>2. 今後の適用額見込み</p> <p>平成 24、25、28 年度実績から 1 件当たりの適用額を 52,914 千円と想定し、今後は平年度で特別償却 158,742 千円の適用を見込む。</p> <p>※平成 24、25、28 年度実績から 1 件当たりの平均値を算出。 $(7,632 + 71,112 + 79,999) / 3 = 52,914$</p>	優遇措置	H24	H25	H26	H27	H28	H29	合計	特別償却	7,632	71,112	0	0	79,999	232,481	391,224	事業税	944	1,274	0	0	4,945	0	7,163	法人住民税	336	3,137	0	0	2,447	-	5,920
優遇措置	H24	H25	H26	H27	H28	H29	合計																											
特別償却	7,632	71,112	0	0	79,999	232,481	391,224																											
事業税	944	1,274	0	0	4,945	0	7,163																											
法人住民税	336	3,137	0	0	2,447	-	5,920																											
	③ 減収額	<p>1. 平成 24 年度以降の減収額</p> <p style="text-align: right;">(単位:千円)</p> <table border="1" data-bbox="595 1715 1410 1937"> <thead> <tr> <th>優遇措置</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税減収額</td> <td>1,946</td> <td>18,134</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>18,720</td> <td>54,400</td> <td>93,200</td> </tr> <tr> <td>事業税</td> <td>944</td> <td>1,274</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>4,945</td> <td>-</td> <td>7,163</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>336</td> <td>3,137</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>2,447</td> <td>-</td> <td>5,920</td> </tr> </tbody> </table> <p>※法人税率については、平成 24 年度から平成 26 年度は 25.5%、平成 27 年度は</p>	優遇措置	H24	H25	H26	H27	H28	H29	合計	法人税減収額	1,946	18,134	0	0	18,720	54,400	93,200	事業税	944	1,274	0	0	4,945	-	7,163	法人住民税	336	3,137	0	0	2,447	-	5,920
優遇措置	H24	H25	H26	H27	H28	H29	合計																											
法人税減収額	1,946	18,134	0	0	18,720	54,400	93,200																											
事業税	944	1,274	0	0	4,945	-	7,163																											
法人住民税	336	3,137	0	0	2,447	-	5,920																											

		<p>23.9%、平成 28 年度以降は 23.4%として試算。 ※平成 29 年度については、沖縄県調査による見込み（平成 30 年 7 月時点） ※法人住民税、事業税について、平成 26 年度から平成 28 年度は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）平成 29 年度については沖縄県調査に基づく。 ※算定できないものについては「－」と記載。</p> <p>2. 今後の減収額見込み 今後は、平年度法人税 36,828 千円、法人住民税 4,751 千円、事業税 10,636 千円の減収を見込む。 ※適用見込み額に法人税率(23.2%)を乗じて算出。 ※ 法人住民税減収額は法人税額に住民税率(12.9%)を乗じて算出。 ※ 事業税減収額は適用額に事業税率(6.7%)を乗じて算出。</p>																												
	<p>④ 効果</p>	<p>1. 政策目的の達成状況 離島における旅館等の施設数、収容人員数は増加している。 一方、離島を訪れる観光客も増加し、宿泊施設の需要も増大しており、観光ニーズを取りこぼさず離島振興に繋げていくためにも、政策的に宿泊施設の建設及び改修を後押しすることが必要。 引き続き、制度の周知を図り、旅館業等建物の立地を促進する。</p> <p>2. 所期の目標の実現状況</p> <table border="1" data-bbox="595 1086 1337 1310"> <thead> <tr> <th></th> <th>宿泊施設数(軒)</th> <th>収容人員数(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当初値(平成 26 年度)</td> <td>1,544</td> <td>38,188</td> </tr> <tr> <td>実績値(平成 27 年度)</td> <td>1,677</td> <td>38,713</td> </tr> <tr> <td>実績値(平成 28 年度)</td> <td>1,742</td> <td>40,669</td> </tr> <tr> <td>目標値(平成 33 年度)</td> <td>1,671</td> <td>41,325</td> </tr> <tr> <td>目標値との差</td> <td>(目標達成)</td> <td>2,612</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典:沖縄県保健医療部衛生業務課調べ)</p> <p>所期の目標の実現状況を分析すると、宿泊施設数が 133 軒増加したのに対し、収容人員数は 525 人しか増加していない。これは、比較的規模の大きいホテル・旅館の数よりも簡易宿所の数が大きく増加しているためと考えられる(旅館・ホテル:3軒増、簡易宿所:130 軒増)。引き続き、収容人員数の目標達成を目指して取り組んでいく。</p> <p>3. 所期の目標の変更について 簡易宿所の増等により、施設数と収容人員数の増加率が連動しておらず、施設数のみの再設定が難しいことから、施設数は削除する。 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>1. 達成目標の実現状況</p> <table border="1" data-bbox="595 1832 1034 2016"> <thead> <tr> <th></th> <th>収容人員数(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当初値(平成26年度)</td> <td>38,188</td> </tr> <tr> <td>実績値(平成27年度)</td> <td>38,713</td> </tr> <tr> <td>実績値(平成28年度)</td> <td>40,669</td> </tr> <tr> <td>目標値(平成33年度)</td> <td>41,325</td> </tr> </tbody> </table>		宿泊施設数(軒)	収容人員数(人)	当初値(平成 26 年度)	1,544	38,188	実績値(平成 27 年度)	1,677	38,713	実績値(平成 28 年度)	1,742	40,669	目標値(平成 33 年度)	1,671	41,325	目標値との差	(目標達成)	2,612		収容人員数(人)	当初値(平成26年度)	38,188	実績値(平成27年度)	38,713	実績値(平成28年度)	40,669	目標値(平成33年度)	41,325
	宿泊施設数(軒)	収容人員数(人)																												
当初値(平成 26 年度)	1,544	38,188																												
実績値(平成 27 年度)	1,677	38,713																												
実績値(平成 28 年度)	1,742	40,669																												
目標値(平成 33 年度)	1,671	41,325																												
目標値との差	(目標達成)	2,612																												
	収容人員数(人)																													
当初値(平成26年度)	38,188																													
実績値(平成27年度)	38,713																													
実績値(平成28年度)	40,669																													
目標値(平成33年度)	41,325																													

		<p>目標値との差 2,612 (出典: 沖縄県保健医療部衛生業務課調べ)</p> <p>2. 制度が延長できなかった場合の影響 沖縄県の入域観光客数は平成 25 年 11 月から 53 ヶ月連続で各月の過去最高を更新し、離島では離島空港の年間旅客数が平成 22 年度の 313 万人から平成 28 年度には 441 万人に増加するなど、国内外からの観光客が急増している。</p> <p>なお、政府において平成 29 年度に観光立国推進基本法（平成 18 年法律第 117 号）に基づく「観光立国推進基本計画」を閣議決定し、平成 32 年度までに国内旅行消費額を 21 兆円、訪日外国人旅行者数 4,000 万人、訪日外国人旅行消費額を 8 兆円などの目標達成を掲げているところ、沖縄県が今後も多くの観光客を受け入れていくことは、離島の活性化につながるだけでなく、日本全体の経済振興に資するものである。</p> <p>しかしながら、本制度が延長されない場合、事業者の設備投資や、企業が進出候補地を決定する際の重要な要件を失うこととなり、離島地域における受入機能の不足及び観光満足度の低下が懸念され、離島の産業振興に大きな影響があるものと考えられる。</p> <p>実際に、事業者に対して行ったアンケートにおいても、今後設備投資を予定している事業者が「優遇税制を受けることを前提に収支計画を策定している」「優遇税制は今後の設備投資に大きな影響がある」と回答しており、制度が企業の設備投資の意思決定に大きな影響を与えていることがうかがえる。</p> <p>今後も継続的に入域観光客数を増加させつつ、満足度の向上により国際競争力のある観光地を形成していくためには、政策的に投資を呼び込むことが必要である。</p>																				
	<p>⑤ 税収減を是認する理由等</p>	<p>(1) これまでの効果 本特例措置制度により離島の旅館等の施設数、収容人員数は順調に増加している。宮古島、八重山圏域、久米島における入込観光客数についても増加傾向にあり、本特例措置制度は、離島地域における産業振興に大きく寄与している。</p> <table border="1" data-bbox="598 1422 1356 1568"> <thead> <tr> <th>入込観光客数</th> <th>八重山圏域</th> <th>宮古島</th> <th>久米島</th> <th>(単位: 人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 26 年度</td> <td>1,130,430</td> <td>430,550</td> <td>92,771</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成 28 年度</td> <td>1,266,778</td> <td>703,054</td> <td>111,509</td> <td></td> </tr> <tr> <td>差 引</td> <td>136,348</td> <td>272,504</td> <td>18,738</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 将来の効果（平成 31 年度～33 年度） 以下のとおり、平成 31 年度から 33 年度までの 3 年間における税収効果は、約 11 億円となり、本租税特別措置制度による税収減見込み額 110 百万円（36,828 千円×3 年間）を超過している。</p> <p>将来の観光収入見込額に基づく税収効果 ア. 沖縄の主要離島の観光客数需要見込みは以下のとおり。 (出典: 沖縄県文化観光スポーツ部「沖縄観光推進ロードマップ」)</p> <p style="text-align: right;">(単位: 万人)</p> <p style="text-align: center;">平成 30 年度 平成 33 年度</p>	入込観光客数	八重山圏域	宮古島	久米島	(単位: 人)	平成 26 年度	1,130,430	430,550	92,771		平成 28 年度	1,266,778	703,054	111,509		差 引	136,348	272,504	18,738	
入込観光客数	八重山圏域	宮古島	久米島	(単位: 人)																		
平成 26 年度	1,130,430	430,550	92,771																			
平成 28 年度	1,266,778	703,054	111,509																			
差 引	136,348	272,504	18,738																			

			<ul style="list-style-type: none"> ・沖縄本島周辺離島 24 26 ・宮古圏域 105 145 ・八重山圏域 150 194 ・久米島 12 15 <hr/> <p style="text-align: center;">合計 291 380</p> <p>イ. 各主要離島の圏域外客消費単価(平成 28 年度)は以下のとおり。 (出典:沖縄県文化観光スポーツ部「平成 28 年度観光統計実態調査」)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宮古圏域:87,327 円 ・八重山圏域:89,543 円 ・久米島:57,077 円 <p>上記ア、イより、平成 31 年度から 33 年度までの観光収入の増収見込額は、約 705 億 7 千万円となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沖縄本島周辺離島: 2 万人 × 48,875 円 = 977,500 千円…(※) ・宮古圏域 : 40 万人 × 78,332 円 = 31,332,800 千円 ・八重山圏域 : 44 万人 × 83,615 円 = 36,790,600 千円 ・久米島 : 3 万人 × 48,875 円 = 1,466,250 千円 <hr/> <p style="text-align: center;">合計 70,567,150 千円</p> <p>(※):本島周辺離島は、久米島の消費単価を使用。</p> <p>ウ. 観光収入見込額に基づく税収効果は以下のとおり。 (出典:沖縄県文化観光スポーツ部「平成 22 年度観光統計実態調査(観光消費による経済波及効果の推計)報告書」)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 21 年度の観光消費額 441,789 百万円の税収効果が 21,287 百万円であるので、平成 31 年度から 33 年度までの 3 年間における税収効果は、約 34 億円と試算される。 <p>(21,287 百万円 / 441,789 百万円) × 70,567 百万円 = 3,400 百万円</p>
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本制度は、民間事業者が建物等を取得することに対してインセンティブを与えるものであるため、個人の資産形成になじまない補助金ではなく、税制上の措置を講じることが適当である。</p> <p>また、対象者も沖縄振興特別措置法によって指定された離島において、一定額以上の投資を行った者に限定していることから、無差別に適用されることはなく、必要最小限の措置と考えられる。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>沖縄県では、本制度のほかに一括交付金等を活用して離島の振興に多角的に取り組んでいるが、一括交付金では離島の隔絶性、遠隔性等の地理的不利性解消に向けた事業を行っており、本制度では民間投資の促進による産業活性化を目的としており、役割分担を図っている。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>沖縄県離島振興協議会から、「今後も増加が見込まれる観光需要に対応し、宿泊施設の立地促進を図るため、本制度を延長してほしいこと及び比較的小規模な旅館等に適用できるよう、要件を取得価額</p>

			1,000 万円超から 500 万円超に緩和してほしい」との要請を受けている。(平成 30 年 4 月)
12	有識者の見解		
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 28 年 8 月 (H28 内閣 04)